

令和5年4月11日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、木部建設株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

木部建設株式会社

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

3. 処分理由

木部建設（株）が一次下請として請け負った山形県西村山郡西川町における排水トンネル工事において、令和4年6月11日、高所作業車が後方に逸走し、作業員1名が死亡する事故が発生した。

作業員が高所作業車を停車させて運転席から離れる場合、同車の原動機を止め、かつ、停止状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の逸走を防止する措置を講じさせなければならないところ、作業員に同車運転席から離れる際にサイドブレーキを確実にかけさせるなどしなかったため、同車を後方に逸走させたことから、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社社員1名が令和4年11月17日、山形簡易裁判所より労働安全衛生法違反で略式命令（それぞれ罰金20万円）を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力 哲也（いちりき てつや）（内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 佐藤 彰（さとう あきら）（内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	木部建設株式会社	国土交通大臣許可 (特-3) 第6794号	木部 哲実	東京都 武蔵野市

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
 - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- (2) 前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

木部建設（株）が一次下請として請け負った山形県西村山郡西川町における排水トンネル工事において、令和4年6月11日、高所作業車が後方に逸走し、作業員1名が死亡する事故が発生した。

作業員が高所作業車を停車させて運転席から離れる場合、同車の原動機を止め、かつ、停止状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の逸走を防止する措置を講じさせなければならないところ、作業員に同車運転席から離れる際にサイドブレーキを確実にかけさせるなどしなかったため、同車を後方に逸走させたことから、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかったとして、同社及び同社社員1名が令和4年11月17日、山形簡易裁判所より労働安全衛生法違反で略式命令（それぞれ罰金20万円）を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。